

平成 25 年 5 月 13 日

## 我が国企業・金融機関の国際展開の拡充にむけて

官民ラウンドテーブル

「国際展開」

作業部会

## <目 次>

### 1. 目的

### 2. 日本の企業・金融機関の国際展開の現状

#### 2.1 日本企業の国際展開の現状

#### 2.2 日本の金融機関の国際展開の現状

##### 2.2.1 総論

##### 2.2.2 銀行分野について

##### 2.2.3 保険分野について

##### 2.2.4 証券分野について

### 3. 日本企業・金融機関の国際展開における金融面での課題

#### 3.1 日本企業の国際展開における課題

##### 3.1.1 総論

##### 3.1.2 ヒアリング意見

(規制面での課題)

(金融インフラ面での課題)

(取引慣行等の課題)

#### 3.2 日本の金融機関の国際展開における課題（ヒアリング意見に基づく）

##### 3.2.1 進出先国の規制上の課題

##### 3.2.2 進出先国の金融市場インフラ上の課題

##### 3.2.3 日系企業に対する邦銀の金融サービス提供上の課題

### 4. 今後の取組み

## 1. 目的

- ◆ 官民ラウンドテーブル「国際展開」作業部会においては、日本の企業、金融機関がアジアを中心に国際展開を加速化させようとしている現状に鑑み、昨年秋以降、日本の企業等の国際展開を金融面で支援するという観点から、どのような課題があり、今後どのような取組みを行なっていくべきかについて意見交換を行ってきた。

これまで金融庁は主として金融機関から話を聞いてきたが、今回の作業部会では、それにとどまらず、海外での金融サービスのユーザーである企業からも直接意見を聞き、ユーザーの観点から海外でどのような金融上の問題が生じているのかにつき情報を得て行政に反映させることを試みることにした。具体的には、金融庁が企業、金融機関双方から個別ヒアリングを通じて意見を聴取するという形式とし、企業・金融機関（団体）合計27者から、貴重な意見を頂いた。

特にアジアにおいては、企業・金融機関が国際展開を行う上で、進出先国の規制環境が制約になるという指摘が数多くあった。また、現地の金融市場・金融インフラが未発達であるため、必要な金融サービスが得られない、あるいは現地の金融サービスを十分に活用していないという実態も明らかとなった。

本年1月11日に閣議決定された経済対策においても、「日本企業の海外展開支援等」の観点から、「アジアの金融インフラ整備支援：日本企業の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を行う。」が掲げられている。今回得た情報は、こうした経済対策の取組みを行うに当たり貴重な検討材料を提供するものである。

以下（2.～4.）では、金融庁による個別ヒアリングで出された意見等に基づき、アジアを中心に、日本の企業・金融機関の国際展開の現状、金融面での課題を記述し、最後に今後の取組みをまとめている。

## 2. 日本の企業・金融機関の国際展開の現状

### 2.1 日本企業の国際展開の現状

- ◆ アジア諸国における経済成長率は、2009年には大きく低下したものの、平均して高い水準を維持しており、同時に、購買力を有する高・中所得者層が年々拡大している。
- ◆ 「第41回海外事業活動基本調査」（経済産業省公表）によると、2010年度末において、1万8599社の日本企業が海外に進出しており、その内、アジアの現地法人数は1万1497社と全地域の6割超を占めている状況である。全地域に対するアジア地域が占める比率は年々上昇している。

- ◆ 他方で、日本からアジアの投資先に関しては、多様化が進んでいることが感じられた。今回のヒアリングにおいては、「中国については、数年来の労働コスト上昇等の要因により、企業の進出、活動意欲が以前と比較して低下してきている。」との声（卸売業等）がある一方、「5年くらい前から、主にベトナム、タイをウォッチしている。特にタイについては、銀行から長期のファイナンスができれば、是非進出したいと考えている。」（中堅・中小製造業（衛生用品））という声が多く聞かれた。
- ◆ また、今後の国際展開については、投資先の国の広がりだけでなく、進出企業の裾野の広がりも感じられた。「現地生産の場合、現地での部品調達比率を高めたいと考えているが、品質の観点からは、普段付き合いのある日本の中小企業と取引したいと考えているので、現地に進出してもらわないと困る。」（電気機器）という声が少なからず聞かれた。
- ◆ 多様な企業が多様な国に投資する傾向の中で、現地国で直面する困難も増している。「インドにも販売支店を開設しているが、進出して4、5年は赤字が続いていた。また全く現地の情報が東京へ入ってこず、当地でのビジネスの難しさを実感している。（中堅・中小製造業（精密機械）」という声も聞かれた。
- ◆ 国際展開時のアジアの金融上の拠点は、（東京でなく）シンガポールに置いている例が多かった。「シンガポールは金融センターであり、飛行機も頻繁に飛んでいることから、ビジネスする上では、非常に利便性が高い国である。」（製造業（住宅設備））「(Cash Management System（以下CMS）導入企業において）アジアについては、シンガポールがアジア地域の資金管理拠点の機能を果たしている。」（電気機器）という声があった。

## 2.2 日本の金融機関の国際展開の現状

### 2.2.1 総論

- ◆ 日本の金融機関についても、日本企業のアジアを中心とした積極的な海外への展開に対応する形で、金融サービスを提供するため国際展開を進めている。さらに、近年では、これらの日本企業のサポートにとどまらず、自ら積極的にアジアの金融ビジネスの成長を取り込むべく、ローカルマーケットへの進出する例が増加しており、国際展開の動機も様々な要因を背景としている。

### 2.2.2 銀行分野について

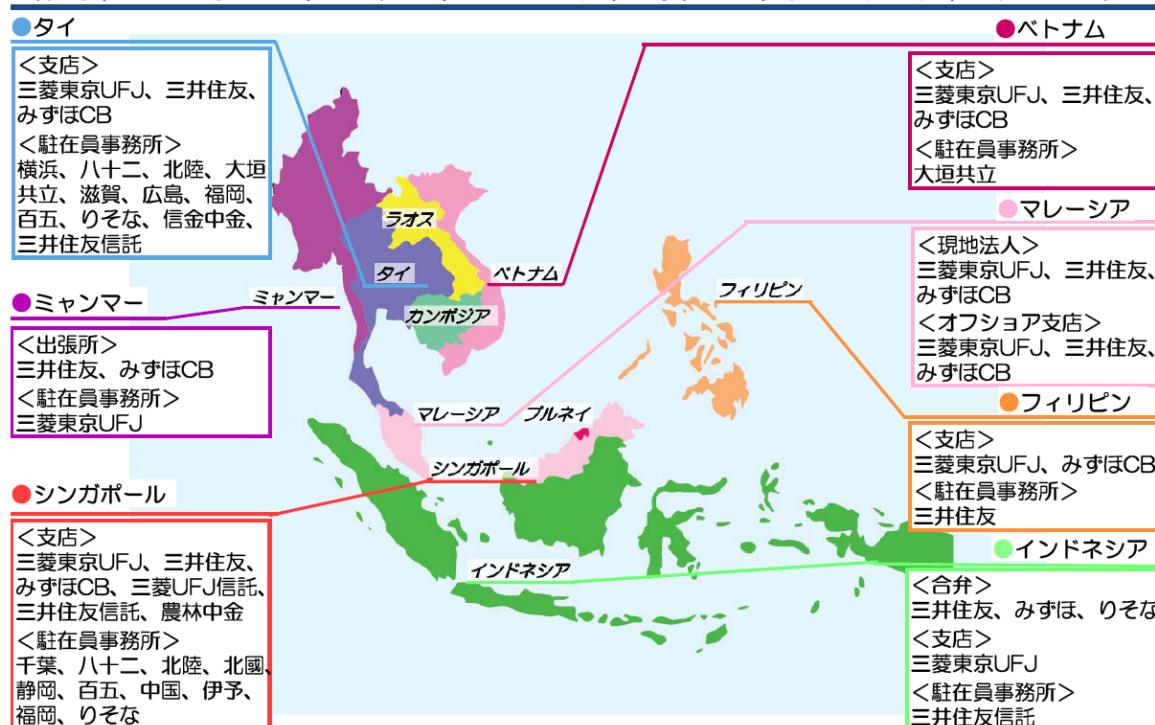
- ◆ 日本国内における貸出需要の低迷の中、例えば大手行においては、海外収益比率の向上を経営目標としており、現地拠点を開設あるいは現地金融

機関と戦略的に提携しつつ、商業銀行業務や決済業務等を積極的に拡大している。昨今の欧州危機の影響から、欧州系金融機関のアジア向け与信が減少しており、BIS の国際与信統計を見ても、邦銀が積極的に与信を拡大しその穴を埋めている形になっている。

また、地域金融機関は、中堅・中小企業による ASEAN 諸国への展開が加速しており、これに対応して、地域金融機関等によるアジア各国への駐在員事務所設置や現地銀行との業務提携等による展開が増加している。

(参考：ASEAN 諸国における邦銀の進出状況)

### ASEAN諸国における邦銀の進出状況(2013年4月時点) (タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ミャンマー)



(各種資料より当庁作成)

- ◆ 他方で、駐在員事務所における業務は、直接収益に結びつくことは難しく、「取引先企業についても、駐在員事務所が提供するサービス（現地市場の情報提供、ビジネスマッチング、通訳業務等）は、既往貸出の支払金利に織り込まれており、フィーを支払う認識が薄い」との声があった。一方で、「駐在員事務所のこうしたサービスを端緒として、国内融資につながる例も見られる」との声もあった。

### 2.2.3 保険分野について

- ◆ 保険分野においては、日本の保険会社は、近年 M&A 等を通じて欧米への進出を進めると共に、有望市場と見込まれる アジアの新興国 に対しても 進出を活発化させている。「最近では日系企業との契約と比べてローカル契約

(個人・中小企業)の比率が高くなるなど現地化が進展している」(損保)、「欧米への進出は、保険事業だけでなく、資産運用会社への出資による資産運用事業の強化が増えている」(生保)との声もあった。

#### 2.2.4 証券分野について

- ◆ アジアの証券分野は、一部の国を除き国内に取引所があるとはいえ、シンガポール、香港等の証券市場が比較的発達した金融センター、中所得国になりつつあり国内証券市場が徐々に発達してきている国、所得水準が低く法制度面でも発展途上の国といったように証券市場の発展段階が多様であることが特徴的である。日系証券会社は、こうしたアジアの様々な国にも発展段階に応じた多様な進出を行っている。
- ◆ 金融センターにおいては、日系企業のアジアの金融センターでの上場支援含め日系ビジネスがある一方で、現地企業関連の取引、非日系のクロスボーダー取引(アジア-アジア間、アジア-米欧間)をどう取り込むかがビジネス展開を行う上で重要となっていると考えられる。金融センター以外で中所得国になり国内証券市場も徐々に発達してきている国では、現地企業の現地証券市場への上場支援も重要なビジネスになってきている。

### 3. 日本企業・金融機関の国際展開における金融面での課題

#### 3.1 日本企業の国際展開における課題

##### 3.1.1 総論

- ◆ 日本企業が国際展開を行う場合、現地法人への出資金、設備投資資金、現地従業員の賃金等のため、多額の資金を必要とする。資金調達の円滑化は、現地国にとっても、海外からの投資増や雇用増を通じ、持続的な成長に寄与するものであるが、現実には、現地の様々な国内事情・要因により、外国企業の現地拠点の資金調達や、それをサポートする外国金融機関の活動に対して各種規制が存在する。また、進出先国の販売市場化が進行し、現地通貨の調達が重要課題となる中で、現地金融市場・インフラの未発達が、従来以上にボトルネックになる可能性がある。
- ◆ 今回の個別ヒアリングにおいては、日本企業が現地において直面している規制面あるいは金融市場・インフラ面での課題について抽出を行った。主な意見は以下の通りである。

##### 3.1.2 ヒアリング意見

###### (規制面での課題)

- ◆ 外国企業の現地拠点の資金調達を妨げる規制として、具体的には、資本流出入規制(現地子会社の対外借入れ規制、外貨借入れ規制、現地通貨持

出規制を含む)、外貨・現地通貨交換規制、(グループ内貸借に対する)金利規制等の各種規制が挙げられる。こうした「規制の存在により、本来アジア地域の金融子会社を一元化したいが、各国にそれぞれ金融子会社を置かなければならず、資金調達・運用が非効率になっている。」(CMS 導入企業) という指摘が数多くあった。

- ◆ 届出、許認可規制の運用面では、「適用が不透明」、「窓口指導が多い」、「当局とのコミュニケーションを円滑に行なうことが困難」という意見が多く、このため「新しい申請等を行なう場合に話がなかなか進まない場合が多い」という声もあった。さらに、「同じ国内でも州・省によって規制の運用が異なるので困っている。」(卸売業) という指摘もあった。
- ◆ 資金流入規制に関して、CMS 導入企業からは、「日次ベースで、グループ内の資金過不足をグローバルに調節しようとするため、届出規制であっても障害になりうる。」という指摘があった。

#### (金融インフラ面での課題)

- ◆ 進出先国の金融市場が未成熟である場合には、「現地通貨(特に長期資金)の借入れが難しい」、「(特に現地金融機関からの)借入金利が高い」、「現地通貨の外国為替(スワップ)市場が未発達であるため子会社に為替リスクが発生してしまう。」という意見が数多く聞かれた。

#### (取引慣行等の課題)

- ◆ 企業間信用に関して、「販売代金の一部(売掛債権)が販売時期から一年程度遅れて支払われるという現地の取引慣行が資金繰り上の課題となっている。」(中堅・中小製造業(精密機器)) という声があった。
- ◆ また、中堅・中小企業の場合には、日本の取引先銀行が進出先国に現法・支店を出しておらず、大企業以上に、現地銀行からも金利、金額、期間面で必要な借入れを行うことができない。これに対応すべく、企業が現地銀行から現地通貨の借入れを円滑に行えるよう、邦銀が(現地に拠点を有しない場合であっても) Stand-by LC(信用状)を現地銀行に差し入れ、信用リスクを引き受けるようになってきているが、現地銀行が企業の取引先の邦銀の Stand-by LC を受け入れてくれない、あるいは、そもそも、現地銀行が Stand-by LC を取り扱っていない場合もある。

(参考)

「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について」

(平成 22 年 12 月 21 日公表、金融庁・財務省・経済産業省)

## 1. 情報提供・相談面での支援

(1) ①本邦金融機関が日本貿易振興機構（JETRO）の国内及びアジア拠点に職員を派遣する、②本邦金融機関と JETRO が相互に情報共有を図る等、JETRO と本邦金融機関が連携して、中堅・中小企業及びその現地法人に対し情報提供・相談等の支援を行う。

(2) JBIC が、本邦金融機関の把握した顧客ニーズ等を踏まえ、海外の地場金融機関等との間で覚書（MOU）を締結した上で、当該地場金融機関等内の日系企業担当窓口（ジャパンデスク）に本邦金融機関が職員を派遣する等、JBIC と本邦金融機関が連携して、中堅・中小企業の現地法人に対し情報提供・相談等の支援を行う。

## 2. 資金供与面での支援

中堅・中小企業の現地法人が地場金融機関等から融資を受け易くする観点から、JBIC と本邦金融機関が連携して、①JBIC は地場金融機関等に融資等を行い、②本邦金融機関は地場金融機関等に保証等を供与する。

- ◆ 中堅・中小企業においては現地に派遣できる日本人職員が限られるため、（狭い意味での金融サービスにとどまらず、）「現地市場に関する情報提供や、現地拠点設立、現地取引先開拓、労務・税務・法務等バックオフィス業務に関する助言、さらには、商談会、懇談会の開催といった支援があればありがたいという声が数多くある」（金融機関）との指摘があった。

## 3.2 日本金融機関の国際展開における課題（ヒアリング意見に基づく）

### 3.2.1 進出先国の規制上の課題

- ◆ 国際展開を行う日本の金融機関にとっては、銀行、証券、保険を問わず、一番の課題は、現地への進出や拠点展開に対する直接的な規制である。具体的には、外資出資比率、支店（現地法人）がある場合の現法（支店）設立の制限、外国人役職員の就労制限（提携先の現地銀行への職員派遣の制限を含む）、役員の内国居住要件等が代表例である。また、現地拠点新設・増加や、新規業務の許認可審査の運用面において、外資系金融機関に対する許認可が遅い、あるいは実質的に制限されているという声もある。
- ◆ 参入規制以外にも、業務に関する様々な規制が存在している。具体的には、銀行に対する預貸比率規制、優先部門向け貸出規制、外国為替関連規制など、規制自体は内外無差別なものであっても、日本の金融機関（現地にとっての外資系金融機関）のビジネスモデルや顧客基盤が現地金融機関のそれと異なることから、影響がより大きくなるとの指摘がなされている。この他、収益を直接圧迫するような業務に対する制限的な規制もある（保険：国営保険会社に対する強制出再、自賠償保険の条件的に不利な強制引受）。



これとは別に、規制は同一であっても、現地金融機関がそれを遵守しておらず、結果的に外資系金融機関が不利になっている場合もあるとの指摘もあった。

- ◆ 特に、保険分野においては、現地の保険取引ニーズを取り込むための広範な販売ネットワーク構築が重要課題である。この点に関して、保険会社が現地での優良なパートナーの発掘等の自助努力を行うとしても、店舗展開を抑制するような規制運用や、M&A を制限するような規制環境が存在する場合には、大きな障害になる。

### 3.2.2 進出先国の金融市場インフラ上の課題

- ◆ 規制面以外では、3.1 でも触れたように、今後の課題として、現地金融市場の更なる発展が課題である。3.1 記載以外でも、例えば、銀行においては、担保・保証制度、信用情報機関、公的信用補完制度といった信用を支えるインフラが未整備、信託においては、日本の信託に相当する制度が存在しない、あるいは、普及していない、証券においては、証券法制が未整備、投資信託法制が未整備、適正な帳簿、財務諸表を作成する慣行が定着しておらず投資対象企業（上場企業の候補）の発掘が容易ではない、保険においては、経済が発展途上のため市場規模が小さい、災害保険制度の普及が進まない、過当競争が生じているといった課題が指摘されている。
- ◆ また、日本の金融機関が日本企業のアジア展開をファイナンス面において後押しする際、円滑な現地通貨の調達や、民間だけでは負担することが困難な現地クレジットリスクへの対応が課題となっているとの指摘があった。

### 3.2.3 日系企業に対する邦銀の金融サービス提供上の課題

- ◆ 国際展開を行なう日本の銀行にとって、まずは、現地に進出する日系企業の金融ニーズにどのように応えるかが課題となっている。この点に関して、企業側からは、邦銀の日本語での細やかなサービスを高く評価する声がある一方で、CMS に関しては、「米系など外資系銀行のトランザクション・サービスに対する意気込みは並々ならぬものがある。」との声も聞かれており、邦銀のCMSのサービス提供強化が課題となっていると考えられる。また、日系企業から、「現地規制との関係で、金融関連での現地当局との調整・対応についての助言を金融機関に期待したい。」との指摘もあった。また、邦銀が現地進出している場合でも、「規制等の制約もあり店舗数が少ないために、企業が現金・売掛金の入金で現地銀行を使用している。」との指摘もあった。

地域金融機関の場合には、顧客の進出先国が多岐にわたる一方で、駐在

員事務所を含めても、全てのアジア諸国に拠点を置くことができず、顧客の情報、助言、マッチングニーズにどう対応するかが課題となっている。さらに、こうした顧客ニーズへの対応を金融機関の収益向上にどう結びつけるかも課題となっており、「サービス面では頑張っているものの、CMSを有していないがために取引に至っていない。」(中堅・中小企業)との声もあった。

#### 4. 今後の取組み

- ◆ これまで見てきたように、「国際展開」作業部会の個別ヒアリングを通じて、日本企業からは、資金調達、決済サービス、情報提供、ビジネスマッチング等において、民間金融機関・政策金融機関に対して、これまでの取組みを評価しつつも、更なる取組みへの強い期待があることが確認された。加えて、日本企業・金融機関の進出先国(アジア諸国等)の金融規制の改革や、金融市場・インフラの更なる発展が強く望まれていることも確認できた(3.1、3.2参照)。
- ◆ 今回明らかになったこうした課題に対して、引き続き、個別の国・分野ごとに行動戦略を策定し、公的セクターと民間セクターの金融関係者が連携して、積極的な取組みを行なっていく必要がある。例えば、ABMF(ASEAN+3債券市場フォーラム)やCGIF(信用保証投資ファシリティ)等のアジア諸国との金融協力の成果を積極的に活用することも考えられる。
- ◆ 海外の規制改革を実現していくに当たっては、規制の理由、背景を踏まえつつ、進出先国当局に対して、規制改革のプラス面を具体的に示していく必要がある。

(注)

例えば、資本移動・外国為替関連の規制であれば、アジア通貨危機等の過去の教訓や、各国の資本収支の構造、国内金融市場・外国為替市場の発展状況等様々な事情が背景にあると考えられる。また、外資参入規制であれば、自国資本の保護・育成、従業員・役員の就労規制であれば、自国民の雇用の維持、優先分野貸出規制であれば、当該優先分野の保護・育成等が背景にあると考えられる。金融関連の規制といっても、このように、広義の経済政策上の必要性や、場合によっては、社会政策上の必要性が背景となっている場合もあり、そうした背景をよく見極める必要がある。

- ◆ また、規制緩和のみを一方向的に要望するのではなく、現地金融市場・金融インフラの整備・発展にも協力し「進出先国(アジア)と共に成長する」という取組み姿勢が重要である。すなわち、進出先国の金融インフラ整備

支援を通じ、日本企業が現地において円滑なビジネスを行うことができる環境を整備することで、進出先国の経済成長を促進するとともに、進出日本企業の活動を通じて、進出先国の経済成長を日本の経済成長に取り込む、といった好循環を生み出していくことが必要である。そして、このような支援については、金融セクターの発展段階等、各国の実情に沿った内容とすることが重要である。

- ◆ 金融庁はこれまでも、アジアの金融インフラ整備支援のための取組みを行っている。例えば、ベトナムの金融・資本市場育成支援（ベトナム国家証券委員会の職員を招聘し、セミナーを実施）、ミャンマーの証券取引法整備支援（財務総合政策研究所と協働）を実施している。また、洪水被害を受けたタイに対し、日本の地震保険制度を紹介し、同国における自然災害保険ファンドの立上げを支援した。このように日本の制度をベースとした技術支援を行うことは、日本の諸制度と親和性の高い市場を各国に形成することにも資するといえる。本年1月11日に閣議決定された経済対策に掲げられた「アジアの金融インフラ整備支援：日本企業の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を行う。」という施策は、まさにこうした問題意識に沿ったものである。
- ◆ 今後、こうした取組みを促進していく上で、これまで以上に、金融庁と海外当局との間で、対話、セミナー、人材派遣等を通じた関係強化を図り、アジア等の国に対して金融制度、金融インフラ、金融行政運営の整備・改善に資する技術協力を行っていく必要がある。
- ◆ 昨今の国際的な議論において、金融規制改革が持続的な経済成長に必要な長期資金の供給に与える影響についての関心が高まっている。今後、アジア等の当局との対話を進めていく際には、こうした観点からの議論も行い、国際金融規制改革が成長資金の供給を確保した形で行われるよう、建設的な意見発信を共に行うことも重要である。
- ◆ 本報告の取組みは、今後とも不断に進捗と成果を確認していく必要がある。このため、日本の関係者（当庁、関係機関、民間有識者等）の間で、取組みの全体的な進捗をフォローするための定期的な意見交換の場を設け、常に最新の情報と課題を共有しつつ、改善、ステップアップにつなげていく必要がある。

（以 上）